



新井田川漁業協同組合内共第49号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、新井田川漁業協同組合が免許を受けた内共第49号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、うぐい、あゆ、ふな、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で手釣、竿釣、たも網、徒手採捕の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項に規定する遊漁料を納付し承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具、漁法	規 模
た も 網	たも網の口径最長部1 m未満、網目1.65cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで
う ぐ い	
ふ な	



あゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	

(禁止区域及び期間)

第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
長館橋下流端から上流300mの区域	1月1日から12月31日まで
世増ダム堰堤上下流200mの区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20cm
うぐい、ふな	15cm
あゆ	15cm
やまめ、いわな	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは200円を加算した額とする。



魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料	
こい、うぐい	手釣、竿釣、	1日	400円
あゆ、やまめ	たも網、	1年	3,000円
いわな、ふな	徒手採捕		

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、徒手採捕による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 八戸市大字十日市字赤御堂18番地3 新井田川漁業協同組合事務局
- (2) 組合が指定した発行所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
溪 流 魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする



る。

三戸郡三戸町大字八日町27番地

青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

(1) 長館橋下流端より上流300mの区域

(2) 世増ダム堰堤上下流200mの区域

- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻はしないものとする。



様式第1号

遊 漁 承 認 証

(表)

遊 漁 承 認 証		No. _____
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住所)	
	(氏名) (年令 才)	
承認期間	平成	年 月 日より
1ヶ年	平成	年 月 日まで
魚 種		
漁具漁法		
遊漁区域	新井田川八戸市の地域内 (長館橋下流 端より上流300mの間を除く。)	
遊 漁 料	1年券	円
発 行 者	新井田川漁業協同組合 印	

(裏)

注 意 事 項
(1) 禁漁区域で遊漁してはならない。
(2) 漁業組合で出漁する場合遠慮してもらうことがある
(3) 遊漁するときは承認証を必ず携帯すること。
(4) 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
(5) 遊漁時間は6時より18時までとする。
(6) 警察官又は漁場監視員が承認証の提示を求めたときはこれに応じなければならない。
(7) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。



(表)

漁場監視員証		No. _____
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名	(年令 才)	
住所		
有効期間		
	平成	年 月 日より
	平成	年 月 日まで
発行者 新井田川漁業協同組合 印		

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視員は法令、規則に基づいて忠実にその職務を遂行するよう努めること。 2. 遊漁者の区域、時間を厳重に守るよう注意すること。 3. 各魚種の繁殖保護に充分留意した行動を忘れないようにすること。 4. 法令及び規則等に違反するもので監視員の指示に従わない場合は直ちに組合長又は警察官に連絡すること。



様式第3号

第9条第3項に規定する共通遊漁承認証

年度 県内共通遊漁承認証		No.
遊漁者	住所	
	氏名	年齢 歳
	有効期間	年月日～ 年月日
	魚種	
	遊漁料	
	交付年月日	

三戸郡三戸町大字八日町27番地
青森県内水面漁業協同組合連合会 印

新井田川漁業協同組合内共第49号第5種共同漁業権遊漁規則の変更に係る新旧対照表

新		旧	
<p>(省 略)</p> <p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならぬ。</p>		<p>(省 略)</p> <p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならぬ。</p>	
遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円
遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円
(省 略)		(省 略)	



新井田川漁業協同組合内共第49号第5種共同漁業権遊漁規則一部変更新旧対照表

改 正	現 行														
<p>(禁止区域及び期間)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="526 1131 941 1960"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長館橋下流端から上流300mの区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>世増ダム堰堤上流200m、下流250m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巻の下頭首工上流60m、下流50m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	長館橋下流端から上流300mの区域	1月1日から 12月31日まで	世増ダム堰堤上流200m、下流250m		巻の下頭首工上流60m、下流50m		<p>(禁止区域及び期間)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="518 257 813 1086"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長館橋下流端から上流300mの区域</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>世増ダム堰堤上下流200mの区域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	長館橋下流端から上流300mの区域	1月1日から 12月31日まで	世増ダム堰堤上下流200mの区域	
区 域	期 間														
長館橋下流端から上流300mの区域	1月1日から 12月31日まで														
世増ダム堰堤上流200m、下流250m															
巻の下頭首工上流60m、下流50m															
区 域	期 間														
長館橋下流端から上流300mの区域	1月1日から 12月31日まで														
世増ダム堰堤上下流200mの区域															
<p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。</p> <p>(1) 長館橋下流端より上流300mの区域</p> <p>(2) 世増ダム堰堤上流200m、下流250m</p> <p>(3) 巻の下頭首工上流60m、下流50m</p> <p>5 (略)</p>	<p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。</p> <p>(1) 長館橋下流端より上流300mの区域</p> <p>(2) 世増ダム堰堤上下流200mの区域</p> <p>5 (略)</p>														

島守漁業協同組合内共第49号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、島守漁業協同組合が免許を受けた内共第49号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、うぐい、あゆ、ふな、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で手釣、竿釣、たも網、徒手採捕の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第7条第1項に規定する遊漁料を納付し承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具、漁法	規 模
た も 網	たも網の口径最長部1 m未満、網目1.65cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで
う ぐ い	
ふ な	

あ　　ゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	

(禁止区域及び期間)

第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区　　域	期　　間
世増ダム堰堤上下流200mの区域	1月1日から12月31日まで
長館橋下流端から上流300mの区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚　　種	全　　長
こい	20 cm
うぐい、ふな	15 cm
あゆ	15 cm
やまめ、いわな	15 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは200円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	遊漁料	
こい、うぐい	手釣、竿釣、	1日	400円
あゆ、やまめ	たも網、	1年	3,000円
いわな、ふな	徒手採捕		

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣、徒手採捕による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 南郷村島守字山田6-1 島守漁業協同組合

(2) 組合が指定した発行所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする

る。

三戸郡三戸町大字八日町27番地

青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

(1) 世増ダム上下流200mの区域

(2) 長館橋下流端より上流300mの区域

- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻はしないものとする。

(表)

遊 漁 承 認 証		No. _____
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住所)	
	(氏名) (年令 才)	
	承認期間	平成 年 月 日より
	1ヶ年	平成 年 月 日まで
	魚 種	
	漁具漁法	
	遊漁区域	世増ダム堰堤上下流200m除く
	遊 漁 料	1年券 円
	発 行 者	島守漁業協同組合 印

(裏)

注 意 事 項

- (1) 禁漁区域で遊漁してはならない。
- (2) 漁業組合で出漁する場合遠慮してもらうことがある
- (3) 遊漁するときは承認証を必ず携帯すること。
- (4) 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- (5) 遊漁時間は6時より18時までとする。
- (6) 警察官又は漁場監視員が承認証の提示を求めたときは、これに応じなければならない。
- (7) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

島守漁業協同組合

(表)

漁場監視員証		No. _____
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名	(年令 才)	
住所		
有効期間		
平成	年	月 日より
平成	年	月 日まで
発行者 島守漁業協同組合 印		

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 監視員は法令、規則に基づいて忠実にその職務を遂行するよう努めること。 2. 遊漁者の区域、時間を厳重に守るよう注意すること。 3. 各魚種の繁殖保護に充分留意した行動を忘れないようにすること。 4. 法令及び規則等に違反するもので監視員の指示に従わない場合は直ちに組合長又は警察官に連絡すること。

島守漁業協同組合

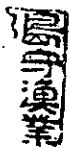


様式第3号

第9条第3項に規定する共通遊漁承認証

年度 県内共通遊漁承認証		No.
遊漁者	住所	
	氏名	年齢 歳
	有効期間	年月日～ 年月日
	魚種	
	遊漁料	
	交付年月日	

三戸郡三戸町大字八日町27番地
青森県内水面漁業協同組合連合会 印



高守漁業協同組合内共第49号第5種共同漁業権遊漁規則の変更に係る新旧対照表

新		旧																									
<p>(省 略)</p> <p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならぬ。</p>		<p>(省 略)</p> <p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならぬ。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚 種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 魚 種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣り 竿釣り</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣り 竿釣り</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>		遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料	全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>遊漁承認証別</th> <th>魚 種</th> <th>遊漁の方法</th> <th>遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 魚 種</td> <td>あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣り 竿釣り</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>溪流魚</td> <td>やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ</td> <td>手釣り 竿釣り</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料	全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円	溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円
遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料																								
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円																								
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円																								
遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料																								
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円																								
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鶯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円																								
<p>(省 略)</p>		<p>(省 略)</p>																									

島守漁業協同組合内共第49号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更新旧対照表

変	更	現	行																																
<p>(禁止区域及び期間) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げ区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。</p>	<p>(禁止区域及び期間) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げ区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。</p>	<p>(禁止区域及び期間) 第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げ区域においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>域</th> <th>期</th> <th>間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世増ダム堰堤</td> <td>上流200m、下流250m</td> <td rowspan="3">1月1日から12月31日まで</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>巻の下頭首工</td> <td>上流60m、下流50m</td> </tr> <tr> <td>長館橋下流端</td> <td>から上流300mの区域</td> </tr> </tbody> </table>	区	域	期	間	世増ダム堰堤	上流200m、下流250m	1月1日から12月31日まで		巻の下頭首工	上流60m、下流50m	長館橋下流端	から上流300mの区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>域</th> <th>期</th> <th>間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世増ダム堰堤</td> <td>上下流200mの区域</td> <td rowspan="2">1月1日から12月31日まで</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>長館橋下流端</td> <td>から上流300mの区域</td> </tr> </tbody> </table>	区	域	期	間	世増ダム堰堤	上下流200mの区域	1月1日から12月31日まで		長館橋下流端	から上流300mの区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>域</th> <th>期</th> <th>間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世増ダム堰堤</td> <td>上下流200mの区域</td> <td rowspan="2">1月1日から12月31日まで</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>長館橋下流端</td> <td>から上流300mの区域</td> </tr> </tbody> </table>	区	域	期	間	世増ダム堰堤	上下流200mの区域	1月1日から12月31日まで		長館橋下流端	から上流300mの区域	
区	域	期	間																																
世増ダム堰堤	上流200m、下流250m	1月1日から12月31日まで																																	
巻の下頭首工	上流60m、下流50m																																		
長館橋下流端	から上流300mの区域																																		
区	域	期	間																																
世増ダム堰堤	上下流200mの区域	1月1日から12月31日まで																																	
長館橋下流端	から上流300mの区域																																		
区	域	期	間																																
世増ダム堰堤	上下流200mの区域	1月1日から12月31日まで																																	
長館橋下流端	から上流300mの区域																																		
<p>(遊漁に際し守るべき事項) 第10条 (略) 3・4 (略) 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。 (1) 世増ダム堰堤上下流200mの区域 (2) 長館橋下流端より上流300mの区域 5 (略)</p>	<p>(遊漁に際し守るべき事項) 第10条 (略) 3・4 (略) 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。 (1) 世増ダム堰堤上流200m、下流250m (2) 巻の下頭首工上流60m、下流50m (3) 長館橋下流端より上流300mの区域 5 (略)</p>	<p>(遊漁に際し守るべき事項) 第10条 (略) 3・4 (略) 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。 (1) 世増ダム堰堤上下流200mの区域 (2) 長館橋下流端より上流300mの区域 5 (略)</p>																																	



印合業

様式第1号

(表)

遊漁承認証 No. _____

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者	(住所)			
	(氏名)		(年齢 才)	

承認期間 平成 年 月 日より
 1ヶ年種 平成 年 月 日まで
 魚種 鱈
 漁具漁法 世帯ダム堰上流200m、下流200m除く
 遊漁区域

遊漁料 1年券 円
 発行者 島守漁業協同組合 印

(裏)

注意事項

- (1) 禁漁区域で遊漁してはならない。
- (2) 漁業組合で出漁する場合遠慮してもらおうことがある。
- (3) 遊漁するときには承認証を必ず携帯すること。
- (4) 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- (5) 遊漁時間は6時より18時までとする。
- (6) 警察官又は漁場監視員が承認証の提示を求めたときはこれに応じなければならない。
- (7) プラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

様式第1号

(表)

遊漁承認証 No. _____

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者	(住所)			
	(氏名)		(年齢 才)	

承認期間 平成 年 月 日より
 1ヶ年種 平成 年 月 日まで
 魚種 鱈
 漁具漁法 世帯ダム堰上流200m、下流250m及び巻の下頭工上流60m、下流50mの区域を除く
 遊漁区域

遊漁料 1年券 円
 発行者 島守漁業協同組合 印

(裏)

注意事項

- (1) 禁漁区域で遊漁してはならない。
- (2) 漁業組合で出漁する場合遠慮してもらおうことがある。
- (3) 遊漁するときには承認証を必ず携帯すること。
- (4) 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- (5) 遊漁時間は6時より18時までとする。
- (6) 警察官又は漁場監視員が承認証の提示を求めたときはこれに応じなければならない。
- (7) プラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。